



平成28年熊本地震

介護保険料・介護サービス利用料の減免

☎ 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

熊本地震で被災した被保険者で次のいずれかに当てはまる人は介護保険料(第1号被保険者のみ)と介護サービス利用料の減免が受けられる場合があります。

- 申請方法はお問い合わせください。
- 対象者
 - 1 居住する住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた人
 - 2 世帯の主たる生計維持者が死亡、障害または重篤な傷病を負った人
 - 3 世帯の主たる生計維持者の事業収入や不動産収入、山林収入、給与収入が著しく減少した人
- 必要書類
 - り災証明書、診断書、給与証明書など対象者であると確認できる書類、申請者の印鑑、被保険者の預金口座が分かるもの



平成28年熊本地震 被災住宅の応急修理と災害援護資金の貸付

☎(234)6338 ☎(232)4913

被災住宅の応急修理

大規模半壊か半壊で緊急の修理が必要な住宅の修理費用を助成する「応急修理」の申込期限を延長します。

- 申込期限 平成29年4月13日(木)
- ※ 工事完了期限は、今後、申し込み状況や工事の進捗状況などで設定されます。
- 問い合わせ 生活・住宅再建支援役場相談窓口 ☎(234)6338

災害援護資金の貸付

住宅が全壊・半壊または家財の損害があった世帯に貸し付ける「災害援護資金」の申込期限を延長します。

- 申込期限 11月30日(水)
- 問い合わせ 福祉課 ☎(232)4913
- ※ 被災住宅の応急修理や災害援護資金の内容や限度額など、詳しくはお問い合わせください。



11月1日(火)～30日(水) 保育所の入所申し込みを受け付けます

☎ 子育て支援課 保育所係 ☎(232)2202

- 書類配布場所 各園、子育て支援課
- 申込場所 第1希望の園
- ※ 家庭的保育室シエ・ヌヌ、あんよ保育室、町外の園を希望する人は子育て支援課に提出してください。
- 対象者 平成29年4月～6月に入所または転園を希望する人
- 申込書類
 - ・ 保育所等入所申込書
 - ・ 就労証明書、自営業・農業従事申



家庭から多量に発生する樹木 せん定樹木を無料回収します

☎ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

■ 対象樹木 住宅敷地内の庭木、生垣など

■ 処理できない樹木 はげの木、うるしの木、もちの木(実のついた木)、木の根、釘や針金がついた木、建築廃材など

■ 注意事項 ① 2m以内で切断し持ち込む ② 土や小石などを混入させない ③ 袋から出して置く

■ 申込方法 12月1日(木)までに電話

でお申し込みください。

■ 日程 ※事前搬入はできません。

実施日	搬入時間	回収場所
12月4日(日)	9:00～11:00	菊陽町役場 車庫北側駐車場
	13:00～14:00	武蔵ヶ丘 コミュニティセンター駐車場
	15:00～16:00	新山白鈴公園

飲酒運転撲滅を目指して

菊陽町飲酒運転撲滅推進大会

飲酒運転撲滅を目指し、菊陽町飲酒運転撲滅推進大会を開催します。

- 日時 11月22日(火) 午後7時～9時予定
- 場所 菊陽町図書館ホール
- 内容
 - ・ 飲酒運転撲滅講演 講師：NPO法人はあとスペース ^{たかた}高田 ^{かずひさ}和久さん
 - ・ 飲酒運転撲滅宣言の採択
 - ・ 飲酒状態の体験会 など
- 講師プロフィール



高田 和久さん

- ・ 福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー
- ・ A S K 飲酒運転防止上級インストラクター 他

■ 問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎(232)2111

みんなで参加!地震から命を守る防災訓練 熊本シェイクアウト訓練

町内57カ所にある防災行政無線を使って、大地震を想定した試験放送を行います。放送に合わせ、その場で「安全行動」を1分程度行ってください。

- 日時 11月4日(金) 午前10時ごろ
- 内容 次の「安全行動」を1分程度行ってください。
 - ① 姿勢を低くする
 - ② 体や頭を守る
 - ③ 揺れが収まるまで動かない



- ※ 訓練後は避難場所・避難経路の確認、非常持出品の確認を行うなど、防災対策に取り組みましょう。
- 放送内容 「緊急地震速報チャイム音」「緊急地震速報。大地震です。大地震です」「これは訓練放送です」。以上を3回繰り返し放送します。
- ※ 気象状況によっては、試験放送を中止します。
- 問い合わせ 総務課 交通防災係 ☎(232)2111

年末調整・確定申告まで大切に保管を

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象です。

控除証明書が送付されます

- 控除証明書(はがき)の送付時期
 - ・ 平成28年1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人は、11月上旬
 - ・ 平成28年10月1日～12月31日にことし初めて国民年金保険料を納付した人は、翌年2月上旬
- 控除の申告をする場合
 - 年末調整や確定申告のときは、控除証明書(はがき)または保険料の領収書を必ず添付してください。
- 社会保険料控除の対象
 - 平成28年1月～12月に納付された年金保険料の全額
 - ※ 家族の国民年金保険料を納付した場合も控除の申告ができます。詳しくは税務課へお問い合わせください。



控除証明書について詳しくは、はがきに表示されている日本年金機構専用ダイヤルにお問い合わせください。

一日年金出張相談所

- 無料の年金相談を行います。
- 日時 11月30日(水) 午前10時～午後3時
- 場所 ゆめタウン光の森本館2階 (北側エスカレーター前、紀伊國屋書店近く)
- ※ 予約はできません。
- ※ 個人記録に関する相談は、年金手帳など年金番号が分かるものと、免許証など身分の確認ができるものが必要です。
- 問い合わせ
 - 熊本西年金事務所 ☎(353)0142
 - 町民課 年金係 ☎(232)4914